

令和7年4月1日から 建築確認等の手数料が変わります

広島市の建築確認・中間検査・完了検査申請手数料等

広島市に提出する建築確認の手数料額等が、令和7年4月1日から以下の表の額になります。

建築基準法

●建築物の申請手数料

(単位:円)

区分 床面積の合計 (㎡)		0 30 以下	30 超 100 以下	100 超 200 以下	200 超 300 以下	300 超 500 以下	500 超 1,000 以下	1,000 超 2,000 以下	2,000 超 10,000 以下	10,000 超 50,000 以下	50,000 超
建築 確認	省エネ審査無※2	8,000	19,000	31,000	34,000	36,000	50,000	69,000	200,000	330,000	640,000
	省エネ 審査有										
	戸建て 住宅	15,000	33,000	45,000	50,000	52,000	66,000	85,000	216,000	346,000	656,000
	共同住 宅※3	20,000	45,000	57,000	60,000	77,000	91,000	110,000	270,000	410,000	720,000
中間検査	戸建て 住宅※4	12,000	22,000	35,000	36,000	37,000	45,000	60,000	135,000	215,000	425,000
	その他	20,000	27,000	40,000	41,000	53,000	62,000	77,000	200,000	300,000	510,000
完了検査 (中間検査無)	戸建て 住宅※4	12,000	18,000	22,000	30,000	32,000	49,000	66,000	147,000	237,000	467,000
	その他	16,000	20,000	24,000	31,000	38,000	55,000	72,000	180,000	250,000	470,000
完了検査 (中間検査有)	戸建て 住宅※4	11,000	17,000	21,000	29,000	31,000	47,000	63,000	140,000	219,000	435,000
	その他	15,000	19,000	23,000	30,000	37,000	53,000	69,000	170,000	240,000	460,000

※1 省エネ審査とは、(誘導)仕様基準に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅の省エネ基準に係る審査のことを指します。

※2 省エネ審査無とは、別途省エネ適判を受けて(誘導)仕様基準に基づく省エネ審査が不要なもの(長期優良住宅、住宅性能評価を含む。)及び法で省エネ審査が不要なものを指します。

※3 共同住宅とは、共同住宅の住戸のみを(誘導)仕様基準で審査するものに限りします。

※4 中間・完了検査の戸建て住宅には、建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅を含みます。

※5 計画変更確認申請は計画変更をしようとする部分の床面積の2分の1の面積で算定します。

※6 計画通知についても上表手数料を適用します。

●建築設備・昇降機・小荷物専用昇降機・工作物の申請手数料

(単位:円)

区分	昇降機 建築設備	小荷物専用昇降機	工作物	計画変更		
				昇降機 建築設備	小荷物専用 昇降機	工作物
建築確認	20,000	9,000	14,000	11,000	6,000	8,000
完了検査	23,000	13,000	15,000			

※1 計画通知についても上表手数料を適用します。